

正後は原子力規制委員会) に対し大きな権限を与えて、国民の生命、健康及び財産に対し危害が及ぶことなどがないように厳重に規制するという法的構造であったといえる。

エ 省令 62号

本件事故以前、電気事業法 39 条 1 項による委任に基づき、省令 62 号 (昭和 40 年通商産業省令第 62 号「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」) 4 条 1 項は、技術基準として、平成 14 年頃においては、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不同沈下等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と (平成 15 年経済産業省令第 102 号による改正前)、平成 18 年頃においては、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象 (地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。)により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と (平成 20 年経済産業省令第 12 号による改正前) 定めており、いずれも、発電用原子炉を含む事業用電気工作物について、津波等による損傷によって安全性を損なうことがない技術基準を設定していた。なお、同項の「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中における運転管理等の運用上の措置を含むと解釈することとされ、同条は、耐震性の要求は別途されるとして、想定される自然災害又は外部からの人為的災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場合に、適

切な措置を講ずることを求めたものであると解説されていた（甲A6）。

本件事故後、平成23年経済産業省令第53号による改正により、同省令5条の2に「津波による損傷の防止」として、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。」及び「津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。」との基準が追加されるなどし、さらに、平成25年6月28日には、津波による損傷の防止のための基準も含んだ技術基準規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」）が制定され、前記の平成25年法律第82号による炉規法改正により、以後は、発電用原子炉に適用すべき技術基準の内容は同規則に引き継がれることとなった。

したがって、本件事故の前後を通じて、発電用原子炉について適用されるべき技術基準には、供用中も含めて、津波による損傷を防止する措置を講じるべきことを定めていたといえる。

(2) 原子力発電所の有する危険性

福島第一原発の採用していた軽水炉は、核分裂の過程において熱エネルギーを放出するウラン235等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり（前記第2章第2節第2の2）、その稼働により、内部に多量の人体等に有害（後記第6節第3の1(3)）な放射性物質